

チェーンソー作業従事者
を雇用する事業体の長 様

林業・木材製造業労働災害防止協会
山口県支部長 吉 野 一
(公印省略)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者
安全衛生教育講習会の開催について (ご案内)

林業における労働災害は、他の産業に比べて高い率で発生しており、特に伐木造材作業における死傷者数は軽視できない状況にあります。

このため、厚生労働省から「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日基発1207第4号)が発せられ、従前から「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者(特別教育修了者)であって、これらの業務に従事してから概ね5年経過ごとに安全衛生教育」を実施するよう通知(平成4年4月23日基発第260号)されています。

つきましては、現に伐木造材作業等チェーンソー作業に従事している者が、高度な知識と技術を身に付け、安全衛生の一層の向上に資するため、下記のとおり安全衛生教育を実施しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1 日時及び会場

期 日	時 間	会 場	定 員	備 考
H. 30. 8. 29 (水)	9:30 ～ 16:40	岩国市周東勤労青少年ホーム 岩国市周東町用田137-8	50名	当日連絡先 083- 922-0157 (林災防)
H. 30. 8. 30 (木)	9:30 ～ 16:40	下関市林業総合センター (山口県西部森林組合) 下関市豊田町中村857	50名	
H. 30. 8. 31 (金)	9:30 ～ 16:40	山口職業能力開発促進センター (ポリテクセンター山口) 山口市矢原1284-1	50名	

2 受講対象者

チェーンソー特別教育修了者(安全衛生規則第36条第8号、同条第8号の2)で受講後、概ね5年以上経過した者及び安全衛生教育終了後概ね5年以上経過した者

3 講師、科目及び時間

別添「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム表」のとおり

4 受講料等

区 分	受 講 料	テキスト代	合 計
林災防山口県支部会員	6, 4 8 0 円	2, 8 8 0 円	9, 3 6 0 円
非 会 員	7, 7 7 6 円	2, 8 8 0 円	1 0, 6 5 6 円

5 受講申込及び受講料等の納入

(1) 受講申込方法

ア 受講申込書に必要事項を記入の上、写真2枚（上半身正面無帽6ヶ月以内撮影）を仮貼付し、下記申込先へ郵送してください。

イ 申込先

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16 県商工会館2階
林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部
電話 083-922-0157

(2) 受講料等の納入

ア 受講料（テキスト代含む）を、申込時に下記振込先口座に振り込んでください。

イ 振込先 銀行名 山口銀行 西門前出張所
口座番号 普通預金 177442
口座名 林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部

ウ 自己都合によるキャンセル・欠席の場合は、受講料等の返金には応じかねますので、御了承ください。

6 申込期限

平成30年8月16日（木）までとしますが、定員に達した場合は受付を終了します。

7 修了証交付 受講修了時に「修了証」を交付します。

* チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（抄）

平成27年12月7日基発1207第4号

5 伐木作業

(1) 作業に必要な安全衛生教育

チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務については労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2で定める危険又は有害な業務に該当するため、労働安全衛生法第59条第3号に基づき、事業者は当該業務につかせる労働者に対して特別の教育を行わなければならないこと。

なお、チェーンソー作業に従事する労働者に対しては、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の別表14で定めるチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を5年ごとに実施すること。